

議案第63号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収する主体が地方公共団体情報システム機構となったことに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除することとする。(第24条関係)

[適 用]

公布の日